

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月22日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特船契第 23061 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 20

(2) 購入等件名及び数量

7メートル型高速警備救難艇 2隻製造

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 履行期限 令和9年11月30日

(5) 履行場所 請負造船所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」のA，B，C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（電子証明書）を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ

先 政府電子調達（G E P S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 千葉 将太 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国

際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和6年2月1日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和6年2月9日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和6年2月13日 13時20分 場所は海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: TAKASUGI Norihiro, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 20

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.: 7m type Patrol Boat 2 boats

(4) Fulfillment limit: 30.November.2027.

(5) Fulfilment place: Contracted Shipyard

(6) Qualifications for participating in the

tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A to D level of interest in manufacture of product in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry

of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00, 9. February. 2024.

(8) Contact point for the notice: CHIBA Shota, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, Japan Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976

Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入札説明書

(最低価格落札方式)

契約番号：特船契第 23061 号

契約件名：7メートル型高速警備救難艇2隻製造

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 別紙－2 技術審査関係資料
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和6年1月22日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

2 調達内容

(1) 契約件名

7メートル型高速警備救難艇2隻製造

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和9年11月30日

(4) 履行場所

請負造船所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部船舶課 長谷川

03-3591-6361

(内線4421)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の製造」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2（5）に技術審査の書類を提出し、同審査に合格した者であること。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和6年2月1日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和6年2月6日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 千葉 将太

TEL03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和6年1月22日 から 令和6年2月1日 まで

(4) 入札書の提出期限

令和6年2月9日 17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。

入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和6年2月13日 13時20分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事があ
 - ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。
 - ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

 - ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
 - ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行うことができるものとする。
- ①天災
 - ②広域・地域的停電
 - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
(ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く)
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
- 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織(総務省)と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- 障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (7) 支払条件は、履行完了後の一括払いとする。
- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>
- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

入札書

一金

ただし 7メートル型高速警備救難艇2隻製造

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

1. 発注件名 7メートル型高速警備救難艇2隻製造

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 7メートル型高速警備救難艇2隻製造

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 7メートル型高速警備救難艇2隻製造

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名:7メートル型高速警備救難艇2隻製造」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和5年度
特船契第23061号

物品製造請負契約書

物品製造請負契約書

収入
印紙

1. 製造物品 7メートル型高速警備救難艇2隻製造
ただし、仕様書及び図面のとおり。

2. 請負金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
7メートル型高速警備救難艇	仕様書のとおり	隻	2			

3. 引渡期限 令和9年11月30日

4. 引渡場所 ヘリコプター搭載型巡視船（6,500トン型）建造請負造船所

5. 契約保証金 免除

上記物品の製造について、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘 を、発注者とし、
を受注者として、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の製造物品(以下「物品」という。)を引渡期限までに完成して、これを引渡場所において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において製造を行うものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したとき、製造工程表及び製造費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 製造物件又は製造場所に搬入した検査済み製造材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 削除

(再委託受託者に対する監督)

第7条 削除

(代理人等に関する措置要求)

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等がこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、製造の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

第10条 受注者の負担に属する製造材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

- 2 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等を仕分けその他の方法により区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。
- 3 受注者は、材料検査に合格した材料等であって製造場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく、当該場所から持ち出してはならない。
- 4 受注者は、完成後外部から容易に見ることのできない部分の製造について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いのうえ施行するものとする。この場合において、受注者は、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

5 受注者が前項の規定に違反して施行したとき、受注者は、発注者又は監督職員が指示するときは、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

(官給品等)

第11条 発注者は、物品製造用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により、弁償するものとする。

3 受注者は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、製造の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

第12条 受注者は、指定品として仕様書等に記載する製造材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

(仕様書等に不適合の場合)

第13条 受注者は、製造の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延伸を請求することはできないものとする。

(廃材等の処理)

第14条 受注者は、官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者は、前項の廃材等を、発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

(行政庁に対する手続)

第15条 受注者は、物品又はその製造について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって当該行政庁に対する必要な手続き

をするものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第16条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(製造の変更等)

第17条 発注者は、その都合により、製造内容を変更し、又は一時製造を中止し、若しくはこれを打切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、製造費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(引渡期限の変更等)

第18条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了の通知及び検査)

第19条 受注者は、物品の製造終了予定日の5日までに、製造終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、製造終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

6 受注者は、検査職員から製造の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することがで

きる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。

- 7 受注者は、検査職員の指示に従い、物品の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。
- 8 物品が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受領した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第20条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことがあるものとする。

- (1) 仕様書等に指定されているとき。
 - (2) 前条第6項の資料による確認ができなかったときその他製造の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - (3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。
- 2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(物品の引渡し)

第21条 受注者は、物品が第19条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引渡すものとする。

- 2 受注者は、物品の引渡場所が第19条の規定による検査を行った場所以外の場所（以下「隔地」という。）である場合、引渡しのため物品を引渡場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を発注者があらかじめ指定する引渡場所の職員その他の責任者に通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の場合において、隔地の引渡場所に物品が到着したときは、運送によって生じた事故の有無について、引渡場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置するものとする。
- 4 隔地の引渡場所における物品の引渡しは、前項の規定により当該責任者が証明のための調査を行い、異状のないことを確認したときに、完了するものとする。
- 5 物品の所有権は、その引渡しと同時に、受注者から発注者に移転するものとする。
- 6 物品の運送に使用した荷造材料等は、発注者の所得とする。
- 7 受注者は、第1項の場合において、発注者がその都合により受注者から引渡しを受けた物品を直ちに引き取ることができないときは、発注者が物品を引き取るまでの間、無償でこれを保管するものとし、その責めに帰すべき事由により物品の亡失、損傷に対し、発注者の損害を賠償するものとする。

第22条 発注者は、物品の一部が完成した場合においては、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第23条 発注者は、第21条の規定により物品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(部分払)

第24条 削除

(遅延利息)

第25条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(前金払)

第26条 削除

(前払金の請求)

第27条 削除

(契約の変更又は解除による前払金の返納)

第28条 削除

(前払金の精算と連帯保証書の返還)

第29条 削除

(引渡期限の延伸)

第30条 受注者は、所定の期限までに物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第31条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の引渡期間満了の日の翌日から物品引渡しの日までの日数に応じ、請負金額（第21条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年3パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は、遅滞金に算入しない。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

第32条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他の製造の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請求金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

第33条 物品の引渡し前に発注者の責めに帰することのできない事由により製造物品及び製造材料（以下「製造物品等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。第24条の規定により既済部分の支払をした場合の当該既済部分についても同様とする。

2 天災地変その他の不可抗力により製造物品等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、火災保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

3 製造物品等を火災保険等に付している場合において、製造物品等に損害が生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第34条 受注者は、物品の引渡しの日から1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日までの間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（物品を装備した船舶の配属先の管区海上保安本部長を含む。以下本条においても同じ）の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

2 前項の規定により契約不適合を修補する場合において、発注者の都合により受注者の工場で修補をすることができないときは、発注者受注者協議して、受注者の費用をもって、他の工場で修補をすることができるものとする。この場合において、受注者の負担する費用は、工場において、修補

をした場合に要する費用に相当する額を限度とする。

- 3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第35条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき（第37条の場合を除く）。
 - 二 受注者が引渡期限までに物品の引渡しをしないとき又は引渡期限までに物品の引渡しをする見込みがないことが明らかなき時。
 - 三 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
 - 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - 五 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - 六 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明になったとき。
- 2 前項第1号から第6号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前1項第1号から第5号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

第36条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により製造の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第37条 受注者は、第17条の規定による製造内容の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による製造中止の期間が製造期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第38条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第24条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、製造費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第19条、第21条、第23条及び第25条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相殺等）

第39条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は

違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

- 3 第25条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第40条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第41条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

(秘密の保全)

第42条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘
受注者	住	所	
	氏	名	

仕様書

1 契約件名

7メートル型高速警備救難艇2隻製造

2 納入期限

令和9年11月30日

3 納入場所

ヘリコプター搭載型巡視船(6,000トン型)建造請負
造船所

海上保安庁

4 検査

納入にあたっては当庁検査職員の検査を受けること。

5 支払い

納入完了後とする。

6 その他

詳細は別添「令和5年度補正7メートル型高速警備救
難艇2隻製造仕様書」のとおり。

内訳書

7メートル型高速警備救難艇2隻製造			納入期限			令和9年11月30日	
			納入場所			ヘリコプター搭載型巡視船 (6,000トン型)建造請負造船所	
番号	品目等	規格	合計	単位	単価	数量	金額
1	7メートル型高速警備救難艇	仕様書のとおり	2	隻		2	

保 装 船 第 366 号

令 和 5 年 12 月 25 日

令和 5 年度補正
7メートル型高速警備救難艇 2 隻
製造仕様書

海上保安庁装備技術部

目 次

第 1 章	総 則	P. 1
第 2 章	要 目	P. 6
第 3 章	船体部仕様	P. 11
第 4 章	機関部仕様	P. 16
第 5 章	電気・計器部仕様	P. 18
第 6 章	試 験	P. 20
第 7 章	予備品・要具	P. 21
第 8 章	図 書	P. 22
別紙 1	様式 1・2	
別紙 2	様式 3	
別添	海上運転試験要領書	

第1章 総則

1. 目的

海上保安庁の巡視船に搭載する 7メートル型高速警備救難艇（以下「本艇」という。数量は1隻分を示す。）の仕様について定めることを目的とする。

2. 用途

令和5年度補正ヘリコプター搭載型巡視船（6,000トン型）に搭載し、警備救難業務に従事する。

ミランダ式ポートダビットの吊り上げ位置については、以下のとおりとする。

- ・令和5年度補正ヘリコプター搭載型巡視船（6,000トン型）の右舷吊り1隻、左舷吊り1隻

3. 一般原則

製造請負業者は、本艇の使用目的を考慮し、本書に従って十分な配慮のもとに善良な注意をもって設計し、製造しなければならない。

4. 準拠法規

- (1) 製造請負業者は船舶安全法、海上衝突予防法並びにその他関係法令の定めるところに従って本艇を製造し、これらの法令の定めるところにより所要の検査等を受けて、本艇をこれに合格又は適合させること。
- (2) 製造請負業者は船舶安全法、小型船舶の登録等に関する法律等関係法令に定める検査、登録等に必要の手続を行うこと。
- (3) 主機関は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の5の「原動機取扱手引書」の承認を受け、第19条の6の「国際大気汚染防止原動機証書」の交付を受けなければならない。費用は製造請負業者の負担とする。
- (4) 製造請負業者は、海上保安庁の指示に従って詳細設計を行い、海上保安庁の承認を受けて製造すること。
- (5) 設計の参考となる図書は、必要に応じて製造請負業者に貸与する。
- (6) この工事に係る規格、品質等は、本書に定める基準（本書に定めがないものについては次に掲げる諸基準）又は海上保安庁装備技術部長（以下「装備技術部長」という。）がこれらと同等と認めた基準によること。
 - ア 日本産業規格（JIS）
 - イ 日本船用工業会標（SMA）
 - ウ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - エ 日本電機工業会規格（JEM）
 - オ 日本電線工業会規格（JCS）
 - カ 日本船舶標準協会規格（JMS）
- (7) この工事の計器及びモニターの計量単位表示は、SI単位を使用すること。

- (8) この工事の施工にあたり使用する材料のうち、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）において、「特定調達品目」として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用すること。ただし、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、海上保安庁装備技術部船舶課長（以下「船舶課長」という。）の承認を受けたうえで、これによらないことができるものとする。
- (9) この工事の施工にあたり、石綿（白石綿、温石綿、青石綿、茶石綿等）を含む材料は、一切使用しないこと。
- (10) 『IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ』（平成30年12月10日関係省庁申合せ）別紙2に掲げる機器を使用する場合は予め船舶課長に機器リストを提出し、船舶課長がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、船舶課長と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

5. 製造にあたっての注意事項

- (1) 製造請負業者は、製造にあたって、性能、構造、艤装等に関して改善案がある場合は、承認申請図書又は提案の文書で申請すること。
- (2) 図書の承認を必要とする製造及び外注品の発注等については、承認後でなければ着手してはならない。
- (3) 艤装品等については、原則として本書で指定した仕様・配置によるが、船舶課長の承認を受け、使用場所の周囲環境、使用目的等に応じ同等品を使用、又は配置を変更して差し支えない。
- (4) 本書で指定する艤装品等の個数については、船舶課長の承認を受け、指定する個数を上回って差し支えない。

6. 提出書類

- (1) 製造請負業者は受注後すみやかに、「工事体制表」（製造しようとする造船所名、製造にあたっての設計、工事及び検査の体制の概要を記載した書類）を装備技術部長に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、装備技術部長がその一部又は全部について必要がないと認めた場合は、この限りでない。

なお、上記承認後に「工事体制表」の内容に変更を生じた場合は、その都度、変更後の体制表を装備技術部長に提出し承認を受けること。ただし、単に人事異動に伴う担当者の変更の場合には、承認を受ける必要はないが、装備技術部長へ変更後の工事体制表を提出すること。
- (2) 製造請負業者は受注後すみやかに、「工程表」を作成し、装備技術部長の承認を受

けなければならない。

承認後、製造監督にあたる管区海上保安本部の担当部課に 3 部提出すること。

なお、製造進捗状況により工程に変化を生じた場合は、その都度工程表を提出すること。

7. 監督

- (1) 本艇の製造監督は、海上保安庁装備技術部船舶課及び当該製造が実施される場所を管轄する管区海上保安本部の担当部課の職員が実施する。
- (2) 海上保安庁の職員は、「海上保安庁新造船艇工事監督標準」に基づき監督を実施する。

8. 図 書

製造請負業者は、本項及び第 8 章に定めるところに従って承認申請図書、参考図書及び完成図書を提出すること。

- (1) 承認申請図書は、本紙 2 部を船舶課長に提出し、同時にその写し 1 部を製造監督にあたる管区海上保安本部の担当部課長に送付すること。
- (2) 本書に基づき単一の製造請負業者が同型船を複数隻建造する場合は、船舶課長の承認を得たうえで 2 番船以降の承認申請図書を省略することができる。また、1 番船と部分的に仕様が異なる場合は、当該変更部分にかかる承認申請図書の提出のみとすることができる。
- (3) 提出された承認申請図書は、船舶課長が承認又は修正の指示を記入のうえ 1 部を製造請負業者に送付する。
- (4) 前項の修正の指示を受けた承認申請図書は、その指示に基づき修正を行ったうえで再提出すること。提出先及び部数は (1) と同じとする。
- (5) 参考図書は、主要部分の工作図、その他の計算書等について製造監督上必要な場合に、船舶課長が提出を指示するので、その指示に基づき提出すること。
- (6) 完成図書は一連番号を付し、長期保管及び輸送に耐えられる箱に収め、各箱の内側に図書番号及び図書名称の一覧表を添付し、建造完了後速やかに船舶課長、所属管区海上保安本部の担当部課長及び本艇搭載母船建造請負造船所（本艇用）に各 1 式提出すること。

また、完成図書を文字検索可能な形式にて電子化し、CD-R 等に収めたもの 1 式及び別途指示する図書については紙図面として印刷のうえ指示する部数を船舶課長に提出すること。なお、記録される各ファイルには、船舶課長が指示するファイル名及びパスワードを付し、セキュリティの確保を図るものとし、記録の形式、記録媒体については、船舶課長の指示を受けること。電子化する図書の目録は、別途作成し、電子データにて提出すること。

- (7) 「性能審議会資料」は、本艇引渡しまでに船舶課長、所属管区海上保安本部の担当部及び本艇搭載船建造請負造船所（本艇用）に各 1 部（船舶課長あては電子デー

タとする) 提出すること。ただし、11.(3)により性能審議会を省略する場合は、提出を省略することができる。

- (8) 本書に基づき提出された図書については、特許権その他特別な権利が確定しているものを除き、海上保安庁がこれを利用する。

9. 要求を満足することができないおそれがある場合の処置等

- (1) 製造請負業者は、本艇の製造にあたり、天災地変その他製造請負業者の責めに帰することができない事由により、本仕様書上の要求を満足することができないおそれがある場合は、ただちに船舶課長と協議すること。
- (2) 製造請負業者は、承認申請図書に従ったことを理由として本仕様書上の責任を免れることはできない。

10. 試運転用油脂類の処理

- (1) 製造請負業者は、海上保安庁規格に適合する燃料油、潤滑油等又は船舶課長の承認を受けた燃料油、潤滑油等を購入し、フラッシングその他の必要な事前対策、試運転中の清浄対策等十分な措置を講じて試運転用油脂類を搭載し機関、機器類の試運転等を実施すること。
- (2) 製造請負業者は、前項の油脂類の残油を次のとおり処理すること。
- ア 燃料油については、本艇の引渡し時において空タンクの状態としなければならない。ただし、製造請負業者と海上保安庁次長が協議のうえ異議がない場合は、海上保安庁次長は適正な価格で購入することができる。
- イ 主機関の潤滑油、その他の油脂類については、当該機器類の運転に支障がない程度のを当該機器中に残したまま引渡すこと。
- (3) 製造請負業者は、引渡し時には船内ビルジを除去し、船内を清掃すること。

11. 性能審議会

- (1) 引渡し前の適当な時期において、物品製造請負契約書第19条に基づく検査の一環として性能審議会を開催すること。製造請負業者は、この会に担当部長を出席させ、検査職員に説明し、また、質問に答えること。
- (2) 製造請負業者は、性能審議会が必要とする本書に定める諸試験の成績表、船舶課長が特に指示する資料等を作成してあらかじめ提出し、説明すること。
- (3) 製造請負業者が過去に同一船型の製造実績がある場合は、装備技術部長の承認を得たうえで性能審議会を省略することができる。

12. 引継関係書類

製造請負業者は、4.(2)の手続きにより入手した関係書類を船舶課長に引き渡すこと。

また、次に掲げる関係書類を作成し、本艇引渡し時において船舶課長に電子データで

提出すること。

- ア 仕様諸元
- イ 写真
- ウ 船舶検査証書（写）
- エ 船舶検査手帳（写）
- オ 予備品、要具、装備品目録

1 3. 引渡し場所

本艇の引渡し場所は、船舶課長の指定する場所とする。

1 4. その他

- (1) 製造請負業者は、本書で提出又は送付を要求している図書のほかに監督職員の業務遂行上の便宜を図るために必要な図書を備え、その用に供すること。
- (2) 製造請負業者は、船舶課長が指定する日時及び場所に責任ある技術者を派遣し、船舶課長が指定する者に対して本艇の取扱い説明を行うこと。

第2章 要 目

1. 船体部

1. 1 船質、航行区域等

船 質	FRP	
航 行 区 域	ヘリコプター搭載型巡視船（6,000トン型）搭載用	遠洋区域(母船から半径5海里以内の水域に限る。)及び沿岸小型船舶の航行区域 ^{※1}
船 型	V型	
推 進 方 法	ウォータージェット 1基（ディーゼル機関）	

※1： 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域及び平水区域

1. 2 速力、航続距離

速 力（連続最大出力 ^{※2} にて） （燃料満載、全装備品搭載、6名乗艇 [75kg/人]）	30ノット 以上
航続距離（上記状態、30ノットにて）	90海里 以上

※2： 連続最大出力は P.9「2. 1 主機用ディーゼル機関」参照。

1. 3 主要寸法等

全 長（防舷材を除く）	約 7.5m
型 幅	約 2.3m
型 深 さ（B.L.～舷端まで）	約 1.4m
型 喫 水（計画満載状態にて）	約 0.4m
排 水 量（計画満載状態にて）	3.3トン 以下

1. 4 船体構造様式等

構 造 様 式	FRP 単板構造
---------	----------

1. 5 最大搭載人員

	沿海区域を航行する場合	その他の場合
船 員	1名	1名
そ の 他	0名	11名
旅 客	11名	0名
合 計	12名	12名

1. 6 操舵装置

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
油圧ステアリング		1 式	

1. 7 法定備品

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
小型船舶用救命浮環		2 個	
小型船舶用救命胴衣	TYPE A	12 個	
小型船舶用自己点火灯		1 個	
小型船舶用自己発煙信号		1 個	
小型船舶用火せん		4 個	
信号紅炎		2 個	
発煙浮信号		2 個	
自動拡散型粉末消火器		2 個	
小型船舶用粉末消火器		2 個	
消防用バケツ		1 個	
笛		1 個	
双眼鏡	7 倍、50mm 口径 防水	1 個	
短波ラジオ		1 個	
磁気コンパス	卓上型 (ポートコンパス)	1 個	磁気コンパス
黒色球形形象物	小型船舶用	3 個	
レーダー反射器	レーダー断面積 2.5m ² 以上	1 個	
係船索	ナイロンロープ φ10mm、12m	2 条	
錨	ダンフォース型 7kg	1 個	
錨索	ナイロンロープ φ10mm、40m	1 条	

1. 8 係船索、吊上げ金具等

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
吊上げ金具	一斉離脱式 ステンレス製	1 式	
クロスビット	静止スラスト (前部のも のは後進スラスト約	2 個	前後部各 1 個

	350kgf、後部は前進スラスト約 800kgf) に耐えるもの		後部クロスビットは曳航ビット兼用
フェアリーダ	φ 20mm のロープも使用可能なもの	2 個	
クリート		2 個	

2. 機関部

2. 1 主機用ディーゼル機関

基	数	1 基	
連続最大出力※3	180kW 以下 (減速機端)		
減速機	逆転機能付 (連続最大出力相当回転速度※3において、ウォータージェット推進装置の定格回転速度が得られる減速比を選定する。)		
始動方式	電気始動式 (DC12V)		
冷却方式	清水冷却式 (海水間接冷却)		
使用燃料油	軽油 (海上保安庁燃料油類規格)		
付属機器	充電発電機	1 式	DC14V、80A 以上
	燃料油こし器	1 式	ドレンセパレータ兼用
	遠隔制御装置	1 式	主機停止、非常停止、主機回転速度制御、クラッチの嵌脱、ウォータージェット推進装置の前後進操作 (制御方式は製造所標準)
	計器盤	1 式	製造所標準

※3: 連続最大出力及び連続最大出力時回転速度は、陸上運転時の数値以下とする。

2. 2 推進装置

型	式	ウォータージェット推進装置
基	数	1 基
定格入力	180kW (主機連続最大出力相当回転速度における軸回転速度にて)	
遠隔操縦装置	前進・中立・後進の切替え及び転舵操作 (油圧作動等、制御方式は製造所標準)	

2. 3 機関室補機

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
電動ビルジポンプ	20L/min×1m DC12V	1 個	

2. 4 燃料タンク

名 称	容 量	数 量	備 考
燃料油タンク	約 200 リットル	1 式	

3 電気、計器部

3. 1 電源装置

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
主機駆動発電機	DC14V、80A 以上	1 個	主機付
蓄電池	鉛蓄電池 12V、85AH 以上	2 個	

3. 2 配電盤等

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
スイッチ盤		1 式	
一般照明	可搬式	1 式	船首倉庫用

3. 3 航海計器等

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
白灯	小型船舶用白灯	1 式	法定
両色灯	甲種小型船舶用両色灯	1 式	法定
紅灯	小型船舶用紅灯	1 式	法定
赤色回転灯	DC12V 閃光回数 120 回/分	1 式	取外し式
航海灯表示盤	防水型	1 式	
測程測深機械	カラーGPSプロッタ付き 速力水深表示器(防水型)	1 式	

3. 4 その他

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
NC 旗		1 式	法定
海図(海図番号は別途指示する。)又は航海用参考図		1 枚	法定 航海用参考図は、検査機関が適切と認めるものに限る
ポリ缶	20 リットル用	2 個	
つめ竿	アルミニウム製	2 本	
手動ビルジポンプ		1 台	
国旗		1 旗	
取り外し梯子	アルミニウム製	1 個	
艇覆い(操縦席用)	白色、防炎防水	1 式	

第3章 船体部仕様

第1節 性能等

- (1) 良好な凌波性、操縦性を有し、平穏な海面において燃料等満載、全装備品搭載、6名乗艇（乗員1名あたり75kgとする。）の状態、主機の連続最大出力相当回転速度で30ノット以上の速力を出すのに適したものとするとともに、ポートダビットにより、支障なく艇の揚卸ができるものとする。
- (2) 復原性能は、完成満載状態において、GZ（復原挺）が0.25以上、かつ、復原性範囲が100度以上あること。
- (3) いずれの一区画に浸水しても沈まないこと。

第2節 船体構造

本艇の工事は、原則として、強化プラスチック船暫定基準に従って施工すること。

1. 型及び材料

- (1) 船体は、木製めす型又はFRPめす型を用いて成形するものとする。
型は、成形作業中にたわみ、変形等が生じないように十分な剛性及び強度を有するものとし、積層面は平滑に仕上げる。
- (2) 船体構造用FRPに使用する素材は、JIS（日本産業規格）に準じたものを用いること。
- (3) 木材（合板を含む。）は、防腐処理を施し、十分に乾燥したものを使用すること。
また、合板はJAS（日本農林規格）I類を使用すること。
- (4) アルミニウム合金は、JIS A5052-O材又はこれと同等以上のものを使用すること。
- (5) 鋼材は原則として、ステンレス鋼を使用すること。
- (6) 固着釘は、耐食性に優れたものを使用し、必要に応じてコーティングすること。
- (7) 塗料は、船舶課長の承認を得たものを使用すること。
- (8) その他の材料は軽量なものを使用し、船舶課長の指示を受けること。

2. 工事

- (1) 工事は、懇切丁寧に施工し、必要な強度を確保するとともに、極力、重量の軽減及び重心の降下に努めること。
- (2) 船体は、熟練した作業員によるハンドレイアップ法等により製造すること。
- (3) 積層作業は、温度及び湿度を管理することができる十分な空調設備を有する積層工場において行うこと。なお、成形時の温度は15℃以上、湿度は60～80%を標準とすること。
- (4) FRPは、所定の作業手順により、ガラス繊維基材に樹脂を十分含浸させたのち、脱泡を十分に行うとともに過剰な樹脂を除去すること。
- (5) FRPの二次接着は、接着面をサンダー掛け等による表面処理を行ったのち、十分に清掃してから行うこと。

3. 構造

(1) 一般

主要構造部材は、堅牢に構成し、振動防止に留意するとともに、保守性（修理を含む。）も考慮すること。

本艇吊り上げ時は2点集中荷重となるため、軸系その他に有害な変形を与えないよう十分な縦強度を確保すること。

隔壁、主機台、縦通材等の構造は、ハードスポットを生じないように留意すること。

(2) 船底及び船側構造

船底及び船側構造はFRP単板構造とし、一体成形すること。また、必要に応じて補強を行うこと。特に、ボートダビットに関して、クレードル接舷側の船側外板は、艇の揚卸時の衝撃を考慮し補強すること。

主機の周囲の構造は防熱を考慮すること。

(3) 甲板構造

甲板構造はFRP一体構造とすること。強度は十分なものとし、水密に留意して船側外板と強固に接着すること。

(4) 水密隔壁

船首隔壁、船首倉庫後端壁、タンク区画前端壁及び機関室前端壁は水密FRP構造とすること。

機関室周壁は床面まで水密構造とし、十分な強度を有するものとする。

(5) 床

コックピットは水密FRP構造とし、滑り止め（砂まき塗装）を施すこと。

(6) 主機及び推進装置台

主機及び推進装置台はFRP構造とし、機械の重量及び推力並びに振動を考慮した堅牢な構造とすること。なお、主機及び推進装置の陸揚げ整備等保守性を考慮すること。

(7) 船底縦通材

船底縦通材はFRP構造とし、主機台との強度の連続性を考慮すること。

(8) 吊り上げ金具取付け部

満載状態の本艇吊り上げ時に応力が集中しないよう吊り上げ金具取付け部は十分に補強すること。

(9) 部分補強

艀装品取付け部等必要な個所に補強を行うこと。

第3節 艀装

1. 操縦装置

(1) コックピット内操縦スタンドに操縦用ハンドル、主機計器盤、遠隔操縦装置、測程測深機械（カバー付き）を組み込み、磁気コンパスを取り付けること。

(2) 10W型VHF無線機を格納するボックス（ドレンプラグ、蓋付き）を設置するこ

と。

- (3) 操舵装置が油圧パワーパックを有する場合等にあつては、人力応急操舵が可能な構造とすること。

2. 扉

- (1) 船首倉庫扉及び W/J 室扉はアルミニウム合金製又は同等の効力のあるものを使用し、いずれも水密とすること。
- (2) 機関室囲壁には、日常点検手入れ用水密開閉蓋を設けること。

3. 排水装置

- (1) コックピット内の打ち込み海水が自然排水する装置を設けること。また、自然排水する装置から海水が逆流しないような構造とすること。
- (2) 機関室にドレンプラグを設け、プラグの予備を 1 個備えること。

4. 通風装置

- (1) 燃料タンク区画に 1 カ所及び W/J 室に 2 カ所の自然通風装置を設けること。海水の浸入を防止するよう考慮すること。
- (2) 機関室囲壁に主機の給気口を設けること。給気口の面積は、主機を運転するのに十分なものとし、海水の浸入を防止するよう考慮すること。(艇が反転した場合、及び万一給気口に海水が入った場合でも、海水が機関室内に浸入しないよう装備すること。)

5. 椅子席

- (1) コックピットに操縦席、補助操縦席及び乗員席を前向きに計 8 個設けること。操縦席及び補助操縦席の椅子並びに操縦席前部乗員用椅子はクッション付きとし、カバーで覆うこと。また、操縦スタンドと操縦席の間は、立ち操船を考慮し、十分に間隔をとること。操縦席及び補助操縦席は、エンジンハッチの開閉及びエンジンハッチ上部へのバスケットストレッチャー（長さ×幅×高さ：217cm×61cm×20cm）の搭載に留意した配置及び構造とすること。
- (2) 機関室上部に椅子席を設けること。また、コックピット前部及びコックピット後部付近両舷等必要な箇所にハンドグリップを設けること。

6. 吊り上げ金具

- (1) 船首及び船尾に一斉離脱式吊り上げ金具を設置すること。設置位置は右舷搭載艇と左舷搭載艇では対称となるので注意すること。
- (2) 金具はステンレス製とし、満載状態においても吊り上げ可能な強度を有するものとする。

7. 風防装置

操縦スタンド前面にアクリル樹脂製の風防装置を設けること。

8. 倉庫装置

船首倉庫に棚を設けること。また、船首倉庫に固縛装置を設け、各種器具、予備品等を格納すること。

9. 係止金具

エンジンハッチ上部にバスケットストレッチャー（長さ×幅×高さ：217cm×61cm×20cm）を固定するための係止金具（アルミニウム合金又はステンレス製）1式を設けること。

10. 防舷物等

- (1) 全周（コックピット側部を除く。）に防舷物を設けること。
- (2) 前・後部の甲板上に足止材を設けること。

11. 手摺装置

前後部甲板上及びコックピットに手摺りを設けること。
後部甲板上の手摺りは旗竿兼用とすること。

12. 格納箱等

証書入れ及び消火器取付台を適当な個所に設けること。

13. 梯子

取外し式垂直梯子（アルミニウム合金又はステンレス製）を舷側に設けること。

14. マスト

起倒式マスト（アルミニウム合金又はステンレス製）を設け、小型船舶用船灯を備えること。

なお、マスト及び船灯の位置については操船時に視界に入らない形状及び配置とすること。（電気、計器部仕様も参照）

15. 塗色、識別記号等

- (1) 船底、外舷、上甲板の塗色はアイボリー（マンセル記号 7.5Y9/1）とすること。
- (2) 船首倉庫、W/J室及びコックピット内部の塗色は製造者標準とする。
- (3) 舷側に指定の表示を行うこと。

16. 推進装置保護具

船尾喫水線上部に推進装置保護具を設けること。

17. 格納用金具

係止帯導通用の貫通ピースを指示する箇所に設けること。

18. 滑り止め

船首部（船首倉庫上部甲板）、船尾部（W/J室上部甲板）、中央部（床板及びエンジンハッチ部）及びブルワークトップに滑り止め（砂まき塗装）を施工すること。

19. 船尾ステップ

船尾に昇降用のステップ2条を設置すること。

20. 給油口コーミング等

給油口付近には給油時の油漏れを防止するためのコーミングを設けるか、油受けを備えること。

第4章 機関部仕様

1. 主機関

- (1) 主機関の選定にあたっては、第2章 要目2.1に記載された仕様を満足するものであること。
- (2) 主機関は、狭隘な機関室においても取扱点検が容易なよう配置すること。
- (3) 主機関は、十分な強度を有する機関台に据え付け、振動について考慮すること。

2. 推進装置

- (1) 推進装置の選定にあたっては、第2章 要目2.2に記載された仕様を満足するものであること。
- (2) ウォータージェット推進装置は、主機関と同様、取扱点検が容易なよう配置すること。
- (3) 推進装置は強固に取り付けるとともに、船体貫通部の水密性確保には特に留意すること。

3. 遠隔操縦装置

- (1) 主機関の始動、停止、回転速度調整、クラッチの嵌脱及び推進装置の前後進、転舵操作は、操縦席において行うことができるよう、遠隔操縦装置を設けること。
- (2) モースケープルの導設にあたっては、スムーズに操作することができるよう曲がりをもとに十分にとり、必要な箇所にはクランプ等を設けること。
- (3) 推進装置の前後進、転舵操作は、油圧等によること。

4. 主機関計器盤

主機関メーカー標準の計器盤を備え、清水温度及び潤滑油圧力の警報装置を設けること。

5. 燃料油タンク

- (1) 燃料油タンクは、重量及び振動に十分に耐え得る構造とすること。
- (2) 掃除口、空気抜き管、電気式燃料計を設けること。また、内部には動揺止めの仕切板を設けること。
- (3) 燃料取出口は、艇のトリム及び動揺を考慮した位置に取り付けること。
- (4) 燃料計は燃料タンク（1箇所）及び指示する場所（2箇所）に取り付けること。

6. 諸管装置

管等に用いる材料は、耐腐食性に優れ、十分な強度を有し、かつ、極力軽量なものとすること。

- (1) 主機冷却管は、船底格子、船底弁、単式こし器を経て、主機関に導き、浅瀬にあっても砂泥の吸い込みを極力回避できる配管とすること。

- (2) 主機冷却後の海水は排気管系に注水する構造とし、消音器に導くこと。母船上にて主機関の暖気運転を行うため、外部から冷却水が供給できるよう分岐配管を行うこと。
なお、この接続部（カプラ等）を機関室（コーミング等）に固定装備すること。
- (3) 燃料油は、燃料油タンクから弁、燃料油こし（ドレンセパレータ兼用）を経て主機に導くこと。
- (4) 燃料油の積込管、空気抜き管をそれぞれ暴露部に導くこと。
- (5) 排気管は、適当な位置に十分な容量を有する消音器を設けた船尾抜きとし、海水が機関に逆流しないよう考慮すること。
- (6) 機関室及び W/J 室区画のビルジは電動ビルジポンプにて排出する。ビルジの液位が上昇すると警報を発するよう、機関室のビルジ吸入口付近に液面センサーを設けること。
- (7) 機関室及び W/J 室区画を除く各区画のビルジは手動ビルジポンプで排出できるようにすること。

7. 予備品及び要具

主機関及びウォータージェット推進装置の予備品及び要具は、次のものを含み、メーカー標準とすること。

- (1) 潤滑油フィルタエレメント、燃料油フィルタエレメント、油水分離器エレメント、海水ポンプインペラ、保護亜鉛・・・各1式
- (2) スパナ、メガネレンチ、プライヤ、ドライバー（＋－）、潤滑油抜きポンプ、フィルター用レンチ、グリスポンプ、格納箱・・・各1式

8. 運転操作手順表

操縦席に防水措置を施した操作手順表を備えること。

第5章 電気・計器部仕様

1. 一般

装備する電気機器、計器類は優良な材料を使用し、構造堅固にして、防水に留意し、小型軽量化に努めること。また、取扱が容易となるよう考慮すること。

2. 主機駆動発電機及び蓄電池

本艇は、主機駆動発電機 1 台と DC12V、85AH 以上の蓄電池 2 個を電源とし、主機始動機、照明、航海計器等の機器に給電する。蓄電池の格納箱は船体の振動及び動揺に十分耐えるように強固に固縛する。なお、蓄電池格納箱にはガス抜き管を設けること。

母船搭載の充電用整流器（可搬式）にて充電できるよう防水型レセプタクルを備えること。

3. 配電盤等

各機器の管制を行うために、指示する箇所にスイッチ盤を設けること。本盤は、非磁性体で構成すること。なお、使用するヒューズは筒型ヒューズとすること。

4. 船内照明

船首倉庫に照明装置（可搬式）を設けること。

5. 航海灯及び航海灯表示盤等

航海灯として白灯、紅灯及び両色灯を装備すること。原則として、白灯及び紅灯は取り外し式マストに取り付け（船体部仕様参照）、両色灯は、手摺装置の指示する位置に取り付けること。また、航海灯表示盤を指示する位置に設けること。なお、航海灯の装備にあたっては、海上衝突予防法及び海上交通安全法の規定についても考慮すること。

指示する位置に、赤色回転灯（DC12V、取外し可能な構造）を設置すること。

6. 配線

電源装置、主機付属電装品、航海灯等に所要の配線を行うこと。配線は、直流 2 線式非接地方式とし、使用する電線は原則として、JIS C3410 によること。

7. 測程測深機械

航跡、速力及び水深を表示する簡易な測程測深機械として、カラーGPSプロッタ付き速力水深表示器を装備すること。

(1) 構成

本装置は、指示器、送受波器による構成とすること。

(2) 性能・機能

ア GPS 受信部	: チャンネル数・・・8チャンネル以上
イ 指示器	: カラー液晶・・・8色程度

ウ 警報機能 : 水深アラーム

(3) 装備要領

送受波器は機関室の船底外板内側に密着固定し、船体直下の水深を測定すること。
本体表示器は操舵パネルに装備し、海上試運転において所要の調整を行うこと。

(4) 電源

DC12V、25W 以下

第6章 試験

1. 海上運転試験

海上運転試験として、次の試験を行うこと。各試験は別添「海上運転試験要領書」に従うこと。

- (1) 運転性能試験
てい増速力試験（主機関の燃料消費量計測を含む。）
続航試験
- (2) 操縦性試験
旋回試験
操舵試験
- (3) 後進試験
- (4) 惰力試験

2. 諸試験等

次の諸試験等を行うこと。

- (1) 船型計測
- (2) 水密試験
- (3) 振動計測（同型船であって、同一の機関及び推進装置を搭載するものにあっては省略して差し支えない。（異常な振動が認められる場合を除く））
- (4) 騒音計測（同型船であって、同一の機関及び推進装置を搭載するものにあっては省略して差し支えない。（異常な騒音が認められる場合を除く））
- (5) 復原性試験
- (6) 絶縁抵抗試験
- (7) 諸機器作動試験（一斉離脱装置作動確認を含む。）
- (8) 静止スラスト計測
- (9) ビルジ排除試験（効力試験のみ）
- (10) 吊上げ試験

第7章 予備品・要具

予備品・要具については、仕様書に定めるもののほか、メーカー標準とすること。ただし、電気関係の予備品及び要具については海上保安庁新造船予備品要具標準（電気部、計器部）によること。

これらの予備品及び要具は適当な箱入りとし、箱（鍵付）には略図入り目録を添付すること。

第8章 図 書

提出図書一覧表

図 書 名 称	承認申請図書	完成図書	備 考
提出図書目録	○	—	
出図、受検予定表	※	—	
完成図書目録	○	○◎	本庁分 2 部
要目表 (全力運転中側面写真含む。)	—	○◎	本庁分 2 部△
質量表	○レ	○	
基本設計要領 (馬力曲線を含む。)	○レ	○	
線図及び船体寸法表 (線図説明書を含む。)	○レ	○◎	本庁、管区のみ各 1 部
排水量等曲線	○レ	○	△
計画重量重心計算書	○レ	—	
完成重量重心計算書	—	○◎	本庁分 1 部
計画復原性能計算書	○レ	—	
完成復原性能計算書	—	○◎	本庁分 1 部
復原力交差曲線及び同計算書	○レ	○	
復原性試験方案	○	○	
復原性試験成績書	—	○	
風圧側面積等曲線	○レ	○	
海水流入角曲線	○レ	○	
浸水状態計算書及び同計算表 (1 区画)	○レ	○	
浮力曲線	○レ	○	
喫水文字、船名、識別番号、塗分線等表示要領	○	○	
中央切断	○	○	
一般構造	○	○	
諸要部構造切断	○レ	○	
甲板構造	○レ	○	
船体強度計算書	○レ	○	
F R P 積層要領	○レ	○	
船体構造材料表	○レ	○	
主要部材料検査成績表及び寸法計測表	—	○	
一般配置	○	○◎	本庁分 2 部
諸室装置	○レ	○	
扉、倉口装置及び構造	○レ	○	
通風、諸管装置及び構造	○レ	○	
手摺装置	○レ	○	
係留、吊り上げ金具及び格納固縛金物 (強度計算書を含む。)	○レ	○	

暴露甲板艙装金物配置	○レ	○	
防舷物装置	○レ	○	
マスト装置	○レ	○	
予備品、要具、装備品目録（様式1参照）	○レ	○	
艙装品目録（様式2参照）	○レ	○	
諸管系統図（諸管装置図を含む）	○	○	
機関室全体装置	○	○◎	本庁分1部
遠隔操縦装置	○	○	
主機、推進装置据付け詳細	○レ	○	
諸油調査表	○レ	○	
主機関（クラッチを含む。）			
組立装置図、組立断面図	○レ	○	
主要部詳細図	○レ	○	
強度計算書（ねじり振動計算を含む。）	○レ	○	
取扱説明書	※	○	
部品表	※	○	
軸系装置図及び詳細	○レ	○	
軸系諸計算書（強度、ねじり振動等）	○レ	○	
ウォータージェット装置図			
外形図・組立断面図	○レ	○	
バケット・操舵装置図	○レ	○	
計算書（主要部強度、推力を含む。）	○レ	○	
取扱説明書	※	○	
部品表	※	○	
主要補機器組立図及び主要部詳細図	○レ	○	
燃料油タンク及び付着品図	○レ	○	
弁、コック、主要こし、接続片 （船体付着弁位置を含む。）	※	○	
排気管装置	○レ	○	
操縦スタンド詳細	○レ	○	
排気管（出口管）	○レ	○	
主要機器陸上運転成績表（主機関を含む。）	—	○◎	本庁分1部
総合電路系統図	○	○	
電力調査表	○レ	○	
電気機器配置図	○	○	
電気機器組立、結線図	○レ	○	
船灯配置図	○	○	
船体部取扱説明書	○レ	○	△

機関部取扱説明書	○レ	○	△
電気・計器部取扱説明書	○レ	○	△
海上運転試験方案	○	○	
海上運転試験成績書	—	○◎	本庁分 1 部
諸試験実施方案	○	○	
諸試験成績書	—	○◎	本庁分 1 部
受検項目表	○	○	
主要外注品発注先一覧表	○	○	
機器サービス体制一覧表	○	○	
保守整備用図	○	○	
特定調達品目使用状況一覧	○	○	
予備品リスト（様式 3 参照）		●	電子データ
その他指定する図書			
完成写真（電子データ）			
① 全力航走中において左舷正横、右舷斜前方から撮影したもの。		○	
② 全力航走中において左舷斜前方から撮影したもの。		○	
③ 洋上停止中において、両舷正横、正船首、正船尾方向から撮影したもの。		○	

(注)

(1) ○印を付した図書は、それぞれ承認申請図書、完成図書として作成すること。

ア 承認申請図書は 2 部を印刷し、船舶課長に送付すること（内 1 部は返却用）。

イ 完成図書は印刷のうえ、綴り毎に一連番号を付すこと。また、長期間保管及び輸送に耐えられる箱に納め、各箱の内側に番号及び図書名称を添付し、各 1 部を配属管区本部船舶技術部（課）及び本艇搭載船建造請負造船所（本艇用）に提出すること。

ウ 完成図書は文字検索可能な形式にて電子化のうえ、光学メディア（CD-R 等）に格納して船舶課長に 1 式提出すること。

なお、電子データは原則として AutoCAD 形式の DXF 形式ファイル（同型艇は PDF ファイル）とし、図面によらない図書は PDF ファイル、写真については JPEG 形式ファイルとすること。

(2) レ印を付した承認申請図書は、過去に同一船型の製造実績を有する製造所が製造を行い、製造実績艇から変更事項がない場合は、船舶課長の承認を得て、返却用承認図書の提出を省略することができる。

(3) 承認申請図書欄中の※印を付した図書は参考図書を示す。

(4) 各図書は適宜統合又は分割することができる。ただし、協議用図書と参考図書は統合してはならない。

(5) 各図書にはできるだけ質量を記入すること。

- (6) ◎印を付した図書は要求部数印刷のうえ、完成図書と共に納入すること。
- (7) △印を付した図書は本艇引渡時に本艇に備えること。
- (8) ●印を付した予備品リストは、予備品要具目録の予備品を CSV 又は Excel 等の表計算ソフトへ使用可能な電子データへ整理し CD-R 等適当な外部記憶媒体を船舶課長、配属管区本部船舶技術部（課）及び本艇搭載船建造請負造船所（本艇用）へ各 1 式提出すること。電子化にかかるセキュリティの詳細については、「第 1 章総則 8 図書」の指示するところによること。
- (9) 一覧表に掲げる図書のほか、船舶課長が別途指示する図書については、紙図面として印刷のうえ、指示する部数を船舶課長に提出しなければならない。
- (10) 次の電子データを CD-R 等で船舶課長に 2 式提出すること。ただし、単一の建造請負業者が同型艇を複数隻建造する場合は、1 番船のみとすること。
 - ア オフセットデータ（テキスト又はエクセルファイル）
 - イ 一般配置（AutoCAD 形式の DXF 形式ファイル）
 - ウ 中央断面図（AutoCAD 形式の DXF 形式ファイル）
- (11) 写真は、カラー写真とすること。
- (12) 複数の同型艇を納入する場合の完成図書の提出は次によること。
 - ア 配属管区が同じ場合、管区本部船舶技術部（課）送付分について、原則として 1 部として差し支えない。（この場合、搭載母船名等を見出し等に列記すること）
 - イ 搭載予定船が同じ場合、本船送付分についても上記アと同様に扱って差し支えない。
 - ウ 船舶課長提出分について、原則として 1 部として差し支えない。（この場合、搭載母船名等を見出し等に列記すること）

様式 1

予備品，要具及び装備品目録

番号	名称	形状 (略図寸法)	材質 (記号)	数量		参照 図面	符号	備考	収納 場所
				常用	予備				
1									
2									
3									

(JIS A4判)

様式 2

ぎ 装 品 目 録

番号	品名	仕様 (材質・規格)	単位	数量	頁	
					区分	
					装備位置	備考
1						
2						
3						

(JIS A4判)

海上運転試験要領書

1 一般

(1) 海上運転試験時の状態

試験時は、燃料等満載、全装備品搭載、6名乗艇（乗員1名あたり75kgとする）にて、計画喫水の10倍以上（5m以上）の水深が確保される海域で行うこと。

船底部に海洋生物の付着や著しい汚損のないこと。

重量（軽荷、乗員数及び体重、燃料・油・水、計測器具重量等）を記録すること。

なお、排水量等の許容範囲は次の範囲内にあること。

- ア 排水量 てい増速力試験時 $\pm 1\%$
 その他試験時 $\pm 3\%$
- イ トリム 燃料等満載、全装備品搭載、6名乗艇（乗員1名あたり75kg）状態の喫水線長の $\pm 0.2\%$
- ウ ヒール ± 0.5 度

また、排水量等の許容範囲は次の試験について適用する。

てい増速力試験

続航試験

操縦性能試験（旋回試験、操舵試験）

後進試験

惰力試験

(2) 使用燃料油

海上保安庁の指定するものを用いること。

(3) 速力の計測

標柱又はGPS等を使用すること。

(4) 主機出力の計測

主機出力は陸上運転緒元及び海上運転試験時の燃料消費量から以下により算定すること。

ア 主機推定出力

主機推定出力は、燃料消費量を計測し、主機陸上試運転結果から作成した燃料消費量曲線から推定すること。

燃料油温度による密度の換算計算式は、以下によること。

$$\gamma(\text{海}) = \gamma_{15} - 0.00065 \times (t - 15)$$

$\gamma(\text{海})$: 海上運転時の燃料油密度

γ_{15} : 15℃における燃料油の密度

t : 海上運転時の燃料油温度

推定出力の補正は以下によること。

$$P(\text{補}) = P(\text{前}) \times \frac{\gamma(\text{海}) \times H(\text{海})}{\gamma(\text{陸}) \times H(\text{陸})}$$

- P (補) : 補正後の主機推定出力
 P (前) : 補正前の主機推定出力
 γ (海) : 海上運転時の燃料油密度
 γ (陸) : 陸上運転時の燃料油密度
 H (海) : 海上運転時の燃料油の低位発熱量 ※
 H (陸) : 陸上運転時の燃料油の低位発熱量 ※

※ H (海) と H (陸) は燃料会社の成分表等により確認すること。なお、共に日本国内で流通する軽油であれば同一として扱って良い。

イ 航続距離

燃料油の使用可能量は満裁量 (完成重量重心計算書に示す満裁量) の 95% とすることとし、算式は以下によること。

$$R = \frac{F \times V}{C}$$

- R : 航続距離 (海里)
 F : 燃料油の使用可能量 (L)
 V : 速力 (ノット)
 C : 1 時間あたりの燃料消費量 (L/h)

(5) 記録用紙

添付の各試験成績書によること。

2 運転性能試験

(1) てい増速力試験

ア 予行運転と本試験を行うこと。なお、本試験時の運転諸元は予行運転により設定した緒元とする。

イ 試験方法

1/4、2/4、3/4、4/4、11/10 の各出力において、定められた区間を 1 往復航走し所要の計測を行うこと。なお、全ての出力での試験を同一日に実施すること。

GPS 等を使用して速力計測を行う場合は、同一海域を反方位にて 1 往復航走し、各速力記録は、表示値を 15 秒内に 5 回計測し、最高値及び最低値を除く 3 回の計測値を平均することによって求める等とすること。

ウ 計測事項

添付のてい増速力試験成績表によること。また、添付の性能曲線 (参考図) を参考に試験結果のグラフを作成すること。

エ 注意事項

速力計測の助走は十分に行うこと。

各航走時は最小限のあて舵により試験コースを航走し、同一経路上を往復するように努めること。また、GPS 等を使用する場合は計測位置が極力同一となるように努めること。

計測中は主機関回転速度の調整は行わないこと。

(2) 続航試験

ア 試験方法

4/4 出力で連続航走し、試験開始時及びその後 30 分毎に所要の計測を行い、各部に異常のないことを確認すること。なお、運転時間は 1 時間（同型 2 艇目以降であつて同一の機関及び推進装置を搭載するものにあつては、30 分）とする。

イ 計測事項

添付の続航運転試験成績表によること。

ウ 注意事項

試験期間中機関室出入口扉は全閉とすること。

(3) 旋回試験

ア 試験方法

出力は海上模様勘案のうえ、1/4～4/4 間のいずれかの速力により実施すること。航走中、左右それぞれ最大舵角をとり、360 度旋回する。この間、所要の計測を行うこと。

イ 計測事項

添付の旋回試験成績表によること。

ウ 注意事項

転舵発令前に直行して十分な惰力をつけ、転舵発令直前は舵中央にすること。

原則として、発令時の風向は向風とすること。

旋回圏は目視計測又は GPS 等によること。

(4) 操舵装置試験

ア 試験方法

出力は海上模様勘案のうえ、1/4～4/4 間のいずれかの速力により実施すること。航走中、左右それぞれ最大舵角の急速転舵を行い旋回性能を計測すること。

イ 計測事項

添付の操舵装置舵取試験成績表によること。

ウ 注意事項

転舵発令前に直行して十分な惰力をつけ、転舵発令前には舵中央にすること。

原則として、発令時の風向は向風とすること。

(5) 後進試験

ア 試験方法

前進中後進は、原則、前進出力 4/4 で航走中、後進全力の操作を行い、船体停止後も引き続き航走し、後進速力整定するまで航走すること。この間所要の計測を行うとともに、船体・機関等の各部に異常がないことを確認すること。

また、後進中前進試験も上記に倣い実施すること。

イ 計測事項

添付の後進試験成績表によること。

ウ 注意事項

クラッチ操作は原則として中立状態で止めることなく一気に後進まで引くこと。

ただし、主機回転数が一定回転以下でないと後進クラッチが入らない安全装置等が設置されている場合、試験時に安全確保が困難な場合は除く。

(6) 惰力試験

ア 試験方法

停止惰力は、原則、前進出力 4/4 で航走中、バケット中立を発令し、船体停止（船速約が 2 ノット）になるまで航走すること。

発動惰力は、バケット中立より前進 4/4 を発令し、同速力整定になるまで航走すること。

イ 計測事項

添付の惰力試験成績表によること。

3 各種効力試験

航走中における各装置の取り付け状況及び作動状況について問題ないことを確認すること（異常な振動がある場合、振動計測を実施する）。

また、船体等に傷、漏れ等が無いことも併せて確認すること。

海上運転試験

海上運転諸試験状態等総括表

施行年月日								
試験種類								
立会者								
排水量	出航時	時刻	時-分					
		排水量	軽荷					
			乗員数、体重小計					
			(内訳)					
			計測器具等					
			燃料・水・油					
	合計							
	入航時	トリム	m					
		ヒール	m					
		排水量	ト					
		海水比重	g/cm ³					
		相当喫水	m					
		気温	℃					
		水温	℃					
等	入航時	喫水	前部	右	m			
			左	m				
			平均	m				
		中央部	右	m				
			左	m				
			平均	m				
		後部	右	m				
			左	m				
			平均	m				
	時	トリム	m					
		ヒール	m					
		排水量	ト					
		海水比重	g/cm ³					
相当喫水		m						
気温		℃						
水温		℃						
記事								

てい増速力試験成績表(ウォータージェット1軸 標柱計測)

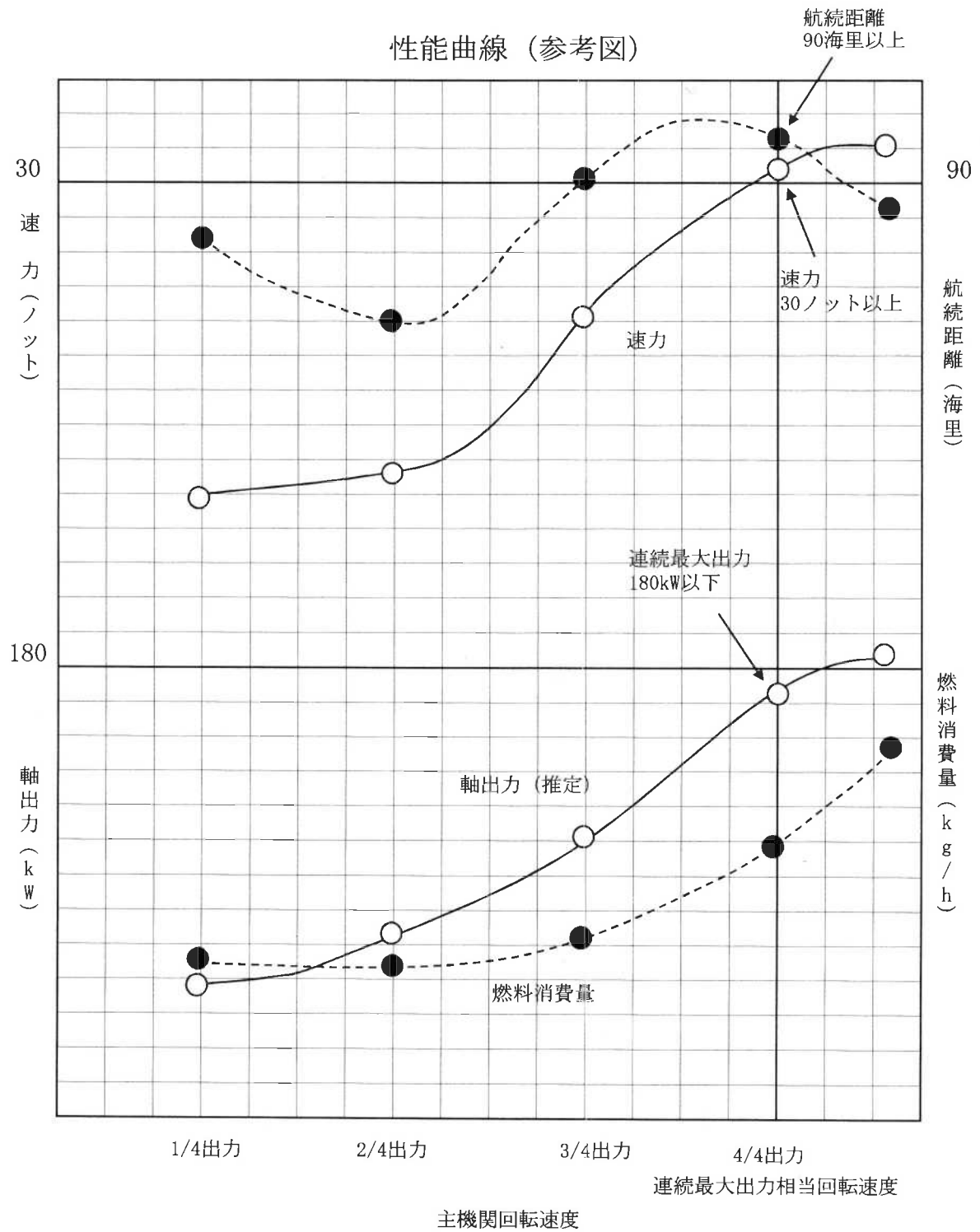
施行年月日				施行場所										
計測開始時刻				計測終了時刻										
天候				立会者										
計測事項														
機関負荷	往路・復路	入標時刻 時:分	方位 位置	標柱間航走			回転速度		推定出力 kW	海上模様	潮流 流ノット	水深 m	相対風向風速 度,m/s	主機燃費 L/hr
				標柱間 距離 m	航走 時間 秒	速 力 ノット	主 機 (注1) min ⁻¹	イ ン ペ ラ min ⁻¹						
1/4														
平均														
2/4														
平均														
3/4														
平均														
4/4														
平均														
11/10														
平均														

記事 (注1) 主機回転数：誤差の少ない実効的な値を示すもの。(例：パルス計等)
 主機潤滑油圧力及び清水温度は、計測可能な計器盤の場合計測すること。

てい増速力試験成績表(ウォータージェット1軸 GPS計測)

施行年月日				施行場所									
計測開始時刻				計測終了時刻									
天候				立会者									
計測事項													
機 関 負 荷	往 路 ・ 復 路	標柱間航走(DGPS)				回転速度		推 定 出 力 kW	海 上 模 様	潮 流 ノット	水 深 m	相 対 風 向 風 速 度,m/s	主 機 燃 費 L/hr
		GPS計測 (1回あたり 15秒間)				主	イ						
		1回目 ノット	2回目 ノット	3回目 ノット	平均 速 力 ノット	機 (注1) min ⁻¹	ン ペ ラ min ⁻¹						
1/4													
平均													
2/4													
平均													
3/4													
平均													
4/4													
平均													
11/10													
平均													

記事 (注1) 主機回転速度：誤差の少ない実効的な値を示すもの。(例：パルス計等)
 主機潤滑油圧力及び清水温度は、計測可能な計器盤の場合計測すること。
 *GPS：Global Positioning System



続航運転試験成績表(ウォータージェット1軸)

施行年月日				施行場所									
計測開始時刻				計測終了時刻									
天候				立会者									
計測事項													
試験種類	計測時間	計測時刻	方位度	回転速度		推定出力 kW	燃料計目盛	海上模様	潮流	水深 m	相対風向風速 度,m/s	主機燃費 L/hr	
				速 力 ノット	主 機 min ⁻¹								イ ン ペ ラ min ⁻¹
4/4 出力	試験開始時												
	30分												
	60分												

記事 (注1) 主機回転速度：誤差の少ない実効的な値を示すもの。(例：パルス計等)
 主機潤滑油圧力及び清水温度は、計測可能な計器盤の場合計測すること。

旋回試験成績表(ウォータージェット1軸)

施行年月日			施行場所			
計測開始時刻			計測終了時刻			
天候			立会者			
計測事項						備考
舵角				前進時：○度		後進時：○度
回頭舷				左	右	左 右
発令前	主機回転速度	min ⁻¹				
	インペラ軸回転速度	min ⁻¹				
	推定出力	kW				
	速	力	ノット			
発令時	海上模様					
	風向	風速	m/s			
	水深		m			
回頭中	主機回転速度	min ⁻¹				
	インペラ軸回転速度	min ⁻¹				
実際舵角			度			
発令から舵角までの所要時間			秒			
発令から転舵完了までの所要時間			秒			
回頭中の定傾斜角			度			
回頭中の最大傾斜角			度			
最大縦距 DA			m			
DA/L _{WL}						
最大横距 DT			m			
DT/L _{WL}						
各回頭角に要した時間 (分/秒)	90°					
	180°					
	270°					
	360°					

記事 旋回圏（縦距・横距）は目測又はGPS計測

操舵装置舵取試験成績表（ウォータージェット1軸）

施行年月日		海上模様	
施行場所		風向・風速	
立会者		水深	
		天候	
計測開始時刻			
舵取機械要目			
形式×数		油圧ポンプ	
トルク及び油圧		海上模様	
操舵輪回転角舵角比		メーカ	
操舵装置系統図			

操舵要領		(1) フォローアップ操舵	(2) 応急操舵		
	取舵 (P)	最大	最大	最大	
	舵中央	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4		
面舵 (S)	最大	最大	最大		
転舵時間 (実舵角)	○度～○度	△秒以内			

操舵装置舵取試験（ウォータージェット1軸）

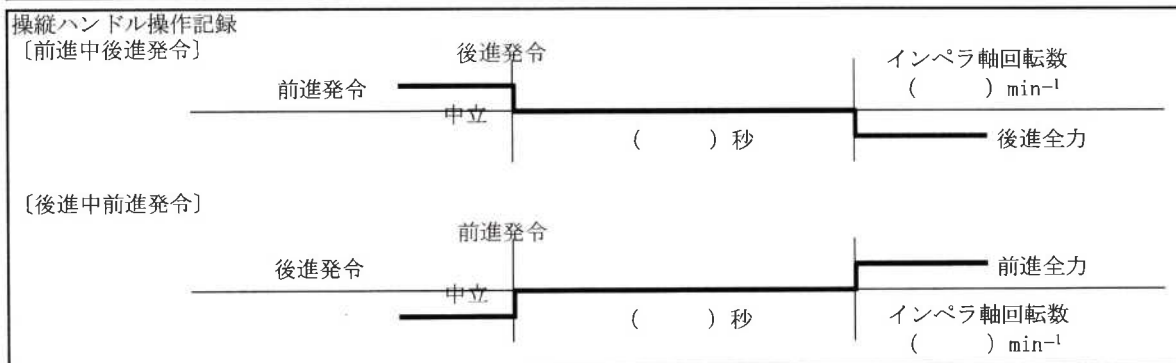
(1)通常操舵(フォローアップ操舵)							
発令時主機回転速度,WJバケット角							
速力		ノット		計測時刻		時 分	
順序	転舵角度 (度)	操舵 角度	実際 角度	転舵所要 時間	操舵輪 回転数		
		度	度	秒			
1	0 → 左最大						
2	左最大 → 0						
3	0 → 右最大						
4	右最大 → 0						
5	0 → 左最大						
6	左最大 → 右最大						
7	右最大 → 左最大						
8	左最大 → 0						

(2)応急操舵							
発令時主機回転速度,WJバケット角							
速力		ノット		計測時刻		時 分	
順序	転舵角度 (度)	操舵 角度	実際 角度	転舵所要 時間	備 考		
		度	度	秒			
1	0 → 最大						
2	最大 → 0						
3	0 → 最大						
4	最大 → 0						

記事

後進試験成績表(ウォータージェット1軸)

施行年月日			施行場所		
計測開始時刻			計測終了時刻		
計測			事項		
／4出力前進中後進発令から後進速力整定までの成績			後進中前進／4出力発令から前進速力整定までの成績		
後進 発令 前	前進速力	ノット	前進 発令 前	後進速力	ノット
	主機回転速度	min ⁻¹		主機回転速度	min ⁻¹
	インペラ軸回転速度	min ⁻¹		インペラ軸回転速度	min ⁻¹
	軸出力	kW		軸出力	kW
後進発令時刻		時分	前進発令時刻		時分
発令時	天候		発令時	天候	
	海上模様			海上模様	
	風向・風速	m/s		風向・風速	m/s
	水深	m		水深	m
発令からW/Jバケット中立までの時間		秒	発令からW/Jバケット中立までの時間		秒
発令からW/Jバケット後進までの時間		秒	発令からW/Jバケット前進までの時間		秒
発令から船体停止までの時間		秒	発令から船体停止までの時間		秒
発令から船体停止までの航走距離(L ₁)		m	発令から船体停止までの航走距離(L ₃)		m
		L ₁ /L _{WL}			L ₃ /L _{WL}
発令停止から後進速力整定までの時間		秒	発令停止から前進速力整定までの時間		秒
船体停止から後進速力整定までの航走距離(L ₂)		m	船体停止から前進速力整定までの航走距離(L ₄)		m
		L ₂ /L _{WL}			L ₄ /L _{WL}
速力整定後	主機回転速度	min ⁻¹	速力整定後	主機回転速度	min ⁻¹
発令時の船体及び機関の状況			発令時の船体及び機関の状況		
発令後の船体及び機関の状況			発令後の船体及び機関の状況		
最大縦、横傾斜角			最大縦、横傾斜角		
後進速力整定時の船体及び機関の状況			前進速力整定時の船体及び機関の状況		



記事

惰力試験成績表(ウォータージェット1軸)

施行年月日			施行場所		
計測開始時刻			計測終了時刻		
天候			立会者		
計 測 事 項					
停止惰力成績			発動惰力成績		
後進 発令 前	前進速力	ノット	発令時	前進発令時刻	時分
	主機回転速度	min ⁻¹		海上模様	
	インペラ軸回転速度	min ⁻¹		風向・風速	m/s
	軸出力	kW		水深	m
停止発令時刻		時分	発令からW/Jバケット中立までの時間		秒
発令時	海上模様		発令から前進速力整定までの時間		秒
	風向・風速	m/s	船体停止から速力整定までの航走距離(L ₂)		m
	水深	m			L ₁ /L _{WL}
発令からW/Jバケット中立までの時間		秒	速力 整定後	前進速力	ノット
発令から船速2ノットまでの時間		秒		主機回転速度	min ⁻¹
発令から船速2ノットまでの航走距離(L ₁)		m		インペラ軸回転速度	min ⁻¹
		L ₁ /L _{WL}		軸出力	kW
発令時の船体及び機関の状況			発令時の船体及び機関の状況		
発令後の船体及び機関の状況			発令後の船体及び機関の状況		

記事

様式 1

予備品、要具及び装備品目録

番号	名称	形状 (略図寸法)	材質 (記号)	数量		参照 図面	符号	備考	収納 場所
				常用	予備				
1									
2									
3									

(JIS A4判)

様式 2

ぎ 装 品 目 録

						頁	
						区分	
番号	品名	仕様 (材質・規格)	単位	数量	装備位置	備考	
1							
2							
3							

(JIS A4判)

- P（補）：補正後の主機推定出力
 P（前）：補正前の主機推定出力
 γ （海）：海上運転時の燃料油密度
 γ （陸）：陸上運転時の燃料油密度
 H（海）：海上運転時の燃料油の低位発熱量 ※
 H（陸）：陸上運転時の燃料油の低位発熱量 ※

※ H（海）とH（陸）は燃料会社の成分表等により確認すること。なお、共に日本国内で流通する軽油であれば同一として扱って良い。

イ 航続距離

燃料油の使用可能量は満載量（完成重量重心計算書に示す満載量）の95%とすることとし、算式は以下によること。

$$R = \frac{F \times V}{C}$$

- R：航続距離（海里）
 F：燃料油の使用可能量（L）
 V：速力（ノット）
 C：1時間あたりの燃料消費量（L/h）

(5) 記録用紙

添付の各試験成績書によること。

2 運転性能試験

(1) てい増速力試験

ア 予行運転と本試験を行うこと。なお、本試験時の運転諸元は予行運転により設定した緒元とする。

イ 試験方法

1/4、2/4、3/4、4/4、11/10の各出力において、定められた区間を1往復航走し所要の計測を行うこと。なお、全ての出力での試験を同一日に実施すること。

GPS等を使用して速力計測を行う場合は、同一海域を反方位にて1往復航走し、各速力記録は、表示値を15秒内に5回計測し、最高値及び最低値を除く3回の計測値を平均することによって求める等とすること。

ウ 計測事項

添付のてい増速力試験成績表によること。また、添付の性能曲線（参考図）を参考に試験結果のグラフを作成すること。

エ 注意事項

速力計測の助走は十分に行うこと。

各航走時は最小限のあて舵により試験コースを航走し、同一経路上を往復するように努めること。また、GPS等を使用する場合は計測位置が極力同一となるように努めること。

計測中は主機関回転速度の調整は行わないこと。

(2) 続航試験

ア 試験方法

4/4 出力で連続航走し、試験開始時及びその後 30 分毎に所要の計測を行い、各部に異常のないことを確認すること。なお、運転時間は 1 時間（同型 2 艇目以降であつて同一の機関及び推進装置を搭載するものにあつては、30 分）とする。

イ 計測事項

添付の続航運転試験成績表によること。

ウ 注意事項

試験期間中機関室出入口扉は全閉とすること。

(3) 旋回試験

ア 試験方法

出力は海上模様勘案のうえ、1/4～4/4 間のいずれかの速力により実施すること。航走中、左右それぞれ最大舵角をとり、360 度旋回する。この間、所要の計測を行うこと。

イ 計測事項

添付の旋回試験成績表によること。

ウ 注意事項

転舵発令前に直行して十分な惰力をつけ、転舵発令直前は舵中央にすること。

原則として、発令時の風向は向風とすること。

旋回圏は目視計測又は GPS 等によること。

(4) 操舵装置試験

ア 試験方法

出力は海上模様勘案のうえ、1/4～4/4 間のいずれかの速力により実施すること。航走中、左右それぞれ最大舵角の急速転舵を行い旋回性能を計測すること。

イ 計測事項

添付の操舵装置舵取試験成績表によること。

ウ 注意事項

転舵発令前に直行して十分な惰力をつけ、転舵発令前には舵中央にすること。

原則として、発令時の風向は向風とすること。

(5) 後進試験

ア 試験方法

前進中後進は、原則、前進出力 4/4 で航走中、後進全力の操作を行い、船体停止後も引き続き航走し、後進速力整定するまで航走すること。この間所要の計測を行うとともに、船体・機関等の各部に異常がないことを確認すること。

また、後進中前進試験も上記に倣い実施すること。

イ 計測事項

添付の後進試験成績表によること。

ウ 注意事項

クラッチ操作は原則として中立状態で止めることなく一気に後進まで引くこと。

ただし、主機回転数が一定回転以下でないと後進クラッチが入らない安全装置等が設置されている場合、試験時に安全確保が困難な場合は除く。

(6) 惰力試験

ア 試験方法

停止惰力は、原則、前進出力 4/4 で航走中、バケット中立を発令し、船体停止（船速約が 2 ノット）になるまで航走すること。

発動惰力は、バケット中立より前進 4/4 を発令し、同速力整定になるまで航走すること。

イ 計測事項

添付の惰力試験成績表によること。

3 各種効力試験

航走中における各装置の取り付け状況及び作動状況について問題ないことを確認すること（異常な振動がある場合、振動計測を実施する）。

また、船体等に傷、漏れ等が無いことも併せて確認すること。

海上運転試験

海上運転諸試験状態等総括表

施行年月日								
試験種類								
立会者								
排水等	排出量	時刻		時-分				
		排水量	軽荷					
			乗員数、体重小計					
			(内訳)					
			計測器具等					
			燃料・水・油					
		合計						
		トリム		m				
	ヒール		m					
	排水量		ト					
	海水比重		g/cm ³					
	相当喫水		m					
	気温		℃					
	水温		℃					
	時刻		時-分					
	入水量		前部	右	m			
				左	m			
				平均	m			
中央部			右	m				
			左	m				
			平均	m				
後部			右	m				
			左	m				
			平均	m				
トリム		m						
ヒール		m						
排水量		ト						
海水比重		g/cm ³						
相当喫水		m						
気温		℃						
水温		℃						
記事								

てい増速力試験成績表(ウォータージェット1軸 標柱計測)

施行年月日				施行場所										
計測開始時刻				計測終了時刻										
天候				立会者										
計測事項														
機関 負 荷	往 路 ・ 復 路	入 標 時 刻 時:分	方 位 度	標柱間航走			回転速度		推 定 出 力 kW	海 上 模 様	潮 流 ノット	水 深 m	相 対 風 向 風 速 度,m/s	主 機 燃 費 L/hr
				標 柱 間 距 離 m	航 走 時 間 秒	速 力 ノット	主 機 (注1) min ⁻¹	イ ン ペ ラ ー min ⁻¹						
1/4														
平均														
2/4														
平均														
3/4														
平均														
4/4														
平均														
11/10														
平均														

記事 (注1) 主機回転数：誤差の少ない実効的な値を示すもの。(例：パルス計等)
 主機潤滑油圧力及び清水温度は、計測可能な計器盤の場合計測すること。

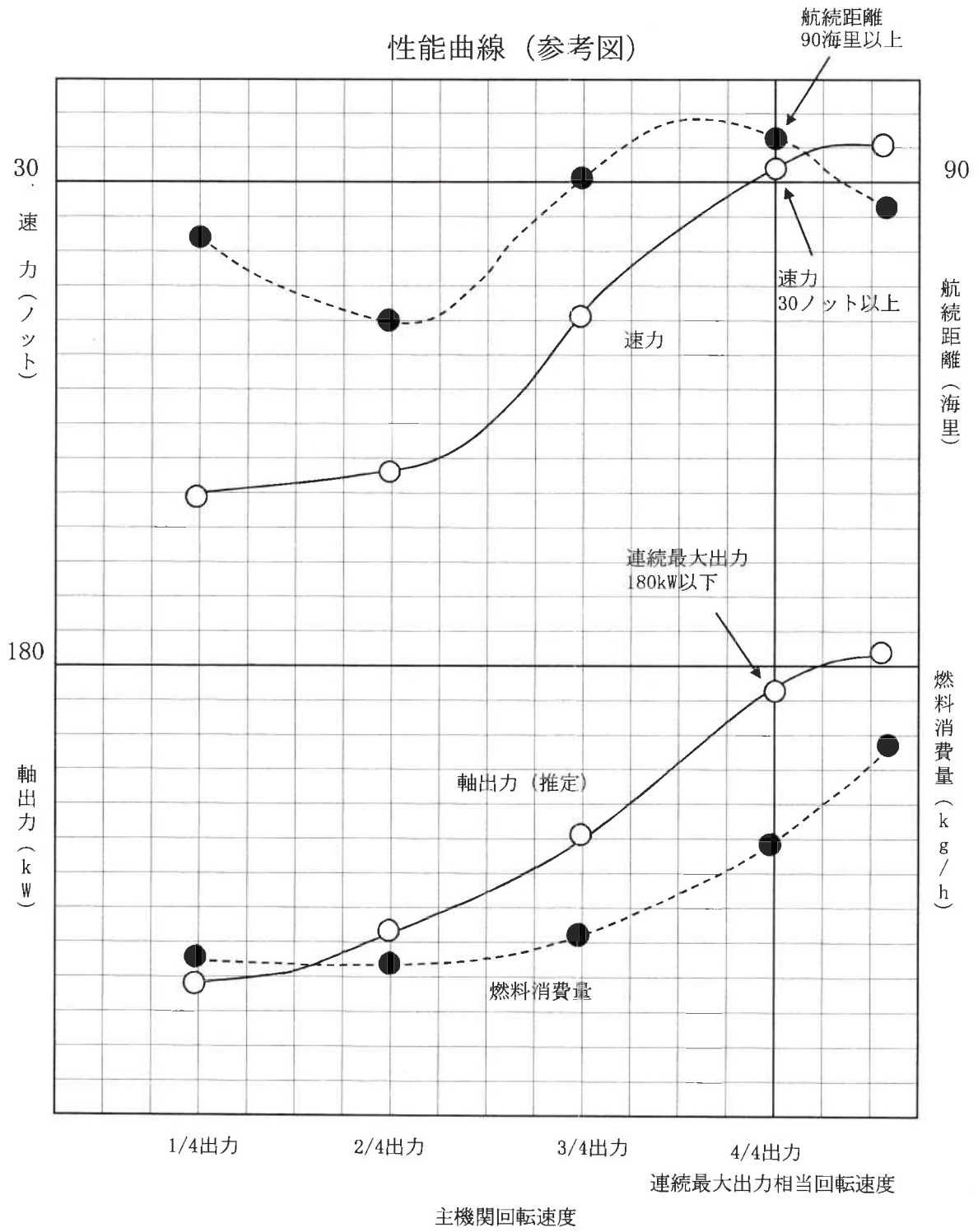
てい増速力試験成績表(ウォータージェット1軸 GPS計測)

施行年月日				施行場所									
計測開始時刻				計測終了時刻									
天候				立会者									
計測事項													
機 関 負 荷	往 路 ・ 復 路	標柱間航走(DGPS)				回転速度		推 定 出 力 kW	海 上 模 様	潮 流 ノット	水 深 m	相 対 風 向 風 速 度,m/s	主 機 燃 費 L/hr
		GPS計測 (1回あたり 15秒間)				主	イ						
		1回目 ノット	2回目 ノット	3回目 ノット	平均 速度 力 ノット	機 (注1) min ⁻¹	ン ペ ラ min ⁻¹						
1/4													
平均													
2/4													
平均													
3/4													
平均													
4/4													
平均													
11/10													
平均													

記事

(注1) 主機回転速度：誤差の少ない実効的な値を示すもの。(例：パルス計等)
 主機潤滑油圧力及び清水温度は、計測可能な計器盤の場合計測すること。
 *GPS: Global Positioning System

性能曲線 (参考図)



続航運転試験成績表(ウォータージェット1軸)

施行年月日				施行場所									
計測開始時刻				計測終了時刻									
天候				立会者									
計測事項													
試験種類	計測時間	計測時刻	方位	回転速度			推定出力 kW	燃料計目盛	海上模様	潮流	水深 m	相対風向風速 度,m/s	主機燃費 L/hr
				速力 ノット	主機 min ⁻¹	イ ン ペ ラ min ⁻¹							
4/4 出力	試験開始時												
	30分												
	60分												

記事 (注1) 主機回転速度：誤差の少ない実効的な値を示すもの。(例：パルス計等)
 主機潤滑油圧力及び清水温度は、計測可能な計器盤の場合計測すること。

旋回試験成績表(ウォータージェット1軸)

施行年月日			施行場所			
計測開始時刻			計測終了時刻			
天候			立会者			
計測事項					備考	
舵角					前進時：○度	
回頭舷					後進時：○度	
					左	右
発令前	主機回転速度	min ⁻¹				
	インペラ軸回転速度	min ⁻¹				
	推定出力	kW				
	速	力	ノット			
発令時	海上模様					
	風向	風速	m/s			
	水深		m			
回頭中	主機回転速度	min ⁻¹				
	インペラ軸回転速度	min ⁻¹				
実際舵角			度			
発令から舵角までの所要時間			秒			
発令から転舵完了までの所要時間			秒			
回頭中の定傾斜角			度			
回頭中の最大傾斜角			度			
最大縦距 DA			m			
DA/L _{WL}						
最大横距 DT			m			
DT/L _{WL}						
各回頭角に要した時間 (分/秒)	90°					
	180°					
	270°					
	360°					

記事 旋回圏（縦距・横距）は目測又はGPS計測

操舵装置舵取試験成績表（ウォータージェット1軸）

施行年月日		海上模様	
施行場所		風向・風速	
立会者		水深	
		天候	
計測開始時刻			
舵取機械要目			
形式 × 数		油圧ポンプ	
トルク及び油圧		海上模様	
操舵輪回転角舵角比		メーカ一	
操舵装置系統図			

操舵要領	取舵 (P)	(1) フォローアップ操舵	(2) 応急操舵		
	舵中央 面舵 (S)				
転舵時間 (実舵角)	○度～○度	△秒以内			

操舵装置舵取試験（ウォータージェット1軸）

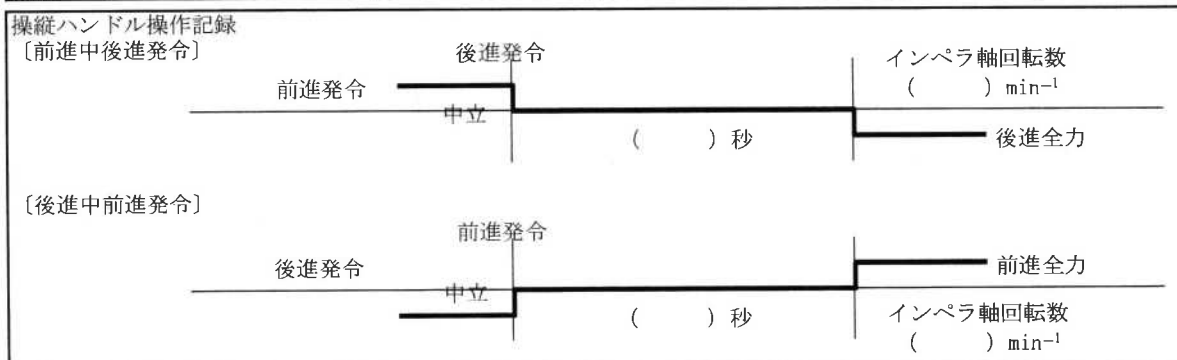
(1)通常操舵(フォローアップ操舵)							
発令時主機回転速度,WJバケット角							
速力		ノット		計測時刻		時 分	
順序	転舵角度 (度)	操舵 角度	実際 角度	転舵所要 時間	操舵輪 回転数		
		度	度	秒			
1	0 → 左最大						
2	左最大 → 0						
3	0 → 右最大						
4	右最大 → 0						
5	0 → 左最大						
6	左最大 → 右最大						
7	右最大 → 左最大						
8	左最大 → 0						

(2)応急操舵							
発令時主機回転速度,WJバケット角							
速力		ノット		計測時刻		時 分	
順序	転舵角度 (度)	操舵 角度	実際 角度	転舵所要 時間	備 考		
		度	度	秒			
1	0 → 最大						
2	最大 → 0						
3	0 → 最大						
4	最大 → 0						

記事

後進試験成績表(ウォータージェット1軸)

施行年月日			施行場所				
計測開始時刻			計測終了時刻				
計測			事項				
／4出力前進中後進発令から後進速力整定までの成績			後進中前進／4出力発令から前進速力整定までの成績				
後進 発令 前	前進速力	ノット		前進 発令 前	後進速力	ノット	
	主機回転速度	min ⁻¹			主機回転速度	min ⁻¹	
	インペラ軸回転速度	min ⁻¹			インペラ軸回転速度	min ⁻¹	
	軸出力	kW			軸出力	kW	
後進発令時刻			時分	前進発令時刻			時分
発令時	天候			発令時	天候		
	海上模様				海上模様		
	風向・風速	m/s			風向・風速	m/s	
	水深	m			水深	m	
発令からW/Jバケット中立までの時間			秒	発令からW/Jバケット中立までの時間			秒
発令からW/Jバケット後進までの時間			秒	発令からW/Jバケット前進までの時間			秒
発令から船体停止までの時間			秒	発令から船体停止までの時間			秒
発令から船体停止までの航走距離(L ₁)			m	発令から船体停止までの航走距離(L ₂)			m
			L ₁ /L _{WL}				L ₃ /L _{WL}
発令停止から後進速力整定までの時間			秒	発令停止から前進速力整定までの時間			秒
船体停止から後進速力整定までの航走距離(L ₂)			m	船体停止から前進速力整定までの航走距離(L ₄)			m
			L ₂ /L _{WL}				L ₄ /L _{WL}
速力整定後	主機回転速度	min ⁻¹		速力整定後	主機回転速度	min ⁻¹	
発令時の船体及び機関の状況				発令時の船体及び機関の状況			
発令後の船体及び機関の状況				発令後の船体及び機関の状況			
最大縦、横傾斜角				最大縦、横傾斜角			
後進速力整定時の船体及び機関の状況				前進速力整定時の船体及び機関の状況			



記事

惰力試験成績表(ウォータージェット1軸)

施行年月日			施行場所		
計測開始時刻			計測終了時刻		
天候			立会者		
計 測 事 項					
停止惰力成績			発動惰力成績		
後進 発令 前	前進速力	ノット	発令時	前進発令時刻	時分
	主機回転速度	min ⁻¹		海上模様	
	インペラ軸回転速度	min ⁻¹		風向・風速	m/s
	軸出力	kW		水深	m
停止発令時刻		時分	発令からW/Jパケット中立までの時間		秒
発令時	海上模様		発令から前進速力整定までの時間		秒
	風向・風速	m/s	船体停止から速力整定までの航走距離(L ₂)		m
	水深	m			L ₁ /L _{WL}
発令からW/Jパケット中立までの時間		秒	速力 整定後	前進速力	ノット
発令から船速2ノットまでの時間		秒		主機回転速度	min ⁻¹
発令から船速2ノットまでの航走距離(L ₁)		m		インペラ軸回転速度	min ⁻¹
		L ₁ /L _{WL}		軸出力	kW
発令時の船体及び機関の状況			発令時の船体及び機関の状況		
発令後の船体及び機関の状況			発令後の船体及び機関の状況		

記事